

最高裁秘書第1080号

令和4年4月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月14日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する
苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたの
で、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

人事の報道発表（令和4年3月報道解禁分）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240（直通）

最高裁秘書第1262号

令和4年4月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

人事の報道発表（令和4年3月報道解禁分）

2 苦情の申出がされた日

令和4年3月18日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和4年度（最情）謝問第2号

(2) 謝問日

令和4年4月18日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

最高裁秘書第1263号

令和4年4月25日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

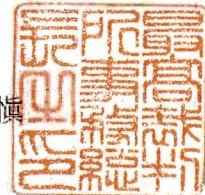
諮問番号 令和4年度（最情） 諒問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年4月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、最高裁判所事務総局広報課作成の特定の文書に、特定の記載があることからすれば、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

人事の報道発表（令和4年3月報道解禁分）

2 原判断庁の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和4年3月14日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出に係る「人事の報道発表」とは、裁判所職員の人事に関する報道発表として報道機関に提供する文書と解されるところ、当該文書を探索したが、当該文書は存在しなかつた。

なお、司法行政文書開示の対象となる司法行政文書は、原則として、開示申出時点において保有している文書であるから、1の開示の申出があった令和4年2月18日より後に作成又は取得した文書は、本件開示申出の対象とならない。

(2) 苦情申出人は、最高裁判所事務総局広報課作成の「広報ハンドブック」(令和2年3月版)に「資料等を報道機関に投げ込む方法での報道発表である。報

道発表内容を簡潔に記載したペーパー（プレスリリースペーパー）を投げ込むことが多い。例えば、次のようなものがある。①人事の報道発表・・・人事異動についての情報提供である。報道の解禁日時を設定して発表することもある（「シバリ付きの報道発表」ともいう。）。

」との記載があることを根拠に本件開示申出に係る文書が存在する旨主張するが、(1)のとおり、令和4年2月18日までに作成又は取得された本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。